

申請に対する処分

処分名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
根拠法令	道路法第24条
所管課	土木課

1 審査基準

- (1) 申請を行うことができる人又は団体

市道道路工事施行の承認を受けようとする人又は団体

- (2) 申請の方法

「道路工事承認申請書」に、当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

- (3) 許認可等の要件

道路管理上支障がないものであり、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び関係法令・通達等に定めるもののほか、この基準に基づき的確に審査するものとする。

2 標準処理時間

10日